

(スライド特約条項)

第 1 条 受託者は、労務単価（本市が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる労務単価をいう。以下同じ。）の変動により、契約金額が不相当となったと認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から起算して 14 か月目と 26 か月目の 1 日（初日）をいう。以下同じ）が属する月の前月（以下「請求可能期間」という。）に限り行うことができる。

第 2 条 受託者は、前条の請求について、請求日（契約金額の変更について、受託者からの書面による請求を委託者が受領した日（閉庁日を除く。）をいう。以下同じ。）が請求可能期間内となるよう当該請求をしなければ、これを行うことができない。ただし、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、請求期間内に当該請求をすることができない場合はこの限りでない。

第 3 条 委託者は、第 1 条及び第 2 条に基づく請求があったときは、変更前の契約金額と変更後の契約金額（変動後の労務単価を基礎として算出した変更前の契約金額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変更前契約金額の 100 分の 1 を超える額について、契約金額の変更に応じなければならない。なお、本条でいう契約金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。契約金額の変更に係る算出方法は、別紙「スライド特約条項」に係る特記仕様書に定めたとおり。

第 4 条 委託者は受託者に対し、原則として請求日の翌日から起算して 21 日以内に、契約金額の変更等に係る通知（以下、「変更通知」という。）を書面により行わなければならない。

なお、請求日の翌日から起算して 21 日以内に変更通知を書面により行うことが困難なときは、委託者はその旨受託者へ報告し、変更通知の通知期限を、受託者と別途定め、当該通知期限までに変更通知を書面により行わなければならない。

第 5 条 受託者は、前条の規定に基づき委託者から変更通知を受領したときは、原則として、委託者が別途指定した期日（以下「指定日」という。）までに、委託者に対し契約金額変更の承諾に係る通知（以下、「承諾通知」という。）を書面により行わなければならない。なお、指定日は変更通知にて通知するものとする。

受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により承諾通知の提出が遅延するときは、指定日までに委託者に報告すること。

委託者は、受託者の承諾通知の提出の遅延について受託者の責めに帰すべきことができない事由によるものと認められるときは、承諾通知の提出期限について延長した期限を指定することができる。

第 6 条 受託者から指定日（提出期限を延長した場合は、当該延長後の期日）までに、承諾通知の提出が行われなかったときは、委託者は、受託者の第 1 条及び第 2 条の規定に基づく請求は取り下げられたものとみなし、その旨を速やかに受託者に対し書面により通知しなければならない。

第 7 条 委託者は、第 1 条及び第 2 条の規定に基づく請求があったときは、契約金額に変更がない場合であっても、第 4 条に定める期限内に、受託者に対し書面により通知しなければならない。

第 8 条 第 1 条及び第 2 条の規定による請求に基づく契約金額の変更は、第 5 条の承諾通知の提出をもって成立したものとし、受託者は、基準日以後の履行に係る契約金額の請求から、変更通知に記載した変更後の契約金額にて契約金額の請求をすることができる。

(スライド特約条項)

第 1 条 受託者は、労務単価（本市が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる労務単価をいう。以下同じ。）の変動により、契約金額が不相当となったと認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から起算して 13 か月目と 25 か月目の 1 日（初日）をいう。以下同じ）が属する月の前月（以下「請求可能期間」という。）に限り行うことができる。

第 2 条 受託者は、前条の請求について、請求日（契約金額の変更について、受託者からの書面による請求を委託者が受領した日（閉庁日を除く。）をいう。以下同じ。）が請求可能期間内となるよう当該請求をしなければ、これを行うことができない。ただし、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、請求期間内に当該請求をすることができない場合はこの限りでない。

第 3 条 委託者は、第 1 条及び第 2 条に基づく請求があったときは、変更前の契約金額と変更後の契約金額（変動後の労務単価を基礎として算出した変更前の契約金額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変更前契約金額の 100 分の 1 を超える額について、契約金額の変更に応じなければならない。なお、本条でいう契約金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。契約金額の変更に係る算出方法は、別紙「スライド特約条項」に係る特記仕様書に定めたとおり。

第 4 条 委託者は受託者に対し、原則として請求日の翌日から起算して 21 日以内に、契約金額の変更等に係る通知（以下、「変更通知」という。）を書面により行わなければならない。

なお、請求日の翌日から起算して 21 日以内に変更通知を書面により行うことが困難なときは、委託者はその旨受託者へ報告し、変更通知の通知期限を、受託者と別途定め、当該通知期限までに変更通知を書面により行わなければならない。

第 5 条 受託者は、前条の規定に基づき委託者から変更通知を受領したときは、原則として、委託者が別途指定した期日（以下「指定日」という。）までに、委託者に対し契約金額変更の承諾に係る通知（以下、「承諾通知」という。）を書面により行わなければならない。なお、指定日は変更通知にて通知するものとする。

受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により承諾通知の提出が遅延するときは、指定日までに委託者に報告すること。

委託者は、受託者の承諾通知の提出の遅延について受託者の責めに帰すべきことができない事由によるものと認められるときは、承諾通知の提出期限について延長した期限を指定することができる。

第 6 条 受託者から指定日（提出期限を延長した場合は、当該延長後の期日）までに、承諾通知の提出が行われなかったときは、委託者は、受託者の第 1 条及び第 2 条の規定に基づく請求は取り下げられたものとみなし、その旨を速やかに受託者に対し書面により通知しなければならない。

第 7 条 委託者は、第 1 条及び第 2 条の規定に基づく請求があったときは、契約金額に変更がない場合であっても、第 4 条に定める期限内に、受託者に対し書面により通知しなければならない。

第 8 条 第 1 条及び第 2 条の規定による請求に基づく契約金額の変更は、第 5 条の承諾通知の提出をもって成立したものとし、受託者は、基準日以後の履行に係る契約金額の請求から、変更通知に記載した変更後の契約金額にて契約金額の請求をすることができる。